認可地縁団体の手引き

清須市総務課

令和８年１０月

目　次

１．地縁団体とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．認可地縁団体とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３．申請できる団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４．認可の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

５．申請から認可までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

６．認可申請に必要な書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

７．認可について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

８．認可告示後の手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

（１）認可地縁団体の証明書の請求
（２）認可地縁団体としての印鑑登録
（３）認可地縁団体印鑑登録証明書の交付
（４）不動産登記

９．認可地縁団体の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

１０．書面又は電磁的方法による総会の開催方法・・・・・・１１

１１．認可地縁団体に係る税金・・・・・・・・・・・・・・・１２

１２．合併手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

１３．認可の取り消しと解散・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

１４．不動産登記の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

１５．不動産登記の特例による登記の流れ・・・・・・・・・　１７

１．地縁団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第２６０条の２第１項）をいいます。自治会や町内会（以下「自治会等」という。）がこれにあたるといえます。

２．認可地縁団体とは

これまで、自治会等には法人格が認められていなかったため、自治会等で所有する集会所等の不動産登記名義は、当該団体の代表者個人又は役員の共有名義でした。このことにより、当該名義人の死亡による相続問題などが生じていました。このような問題に対処するため、平成３年に地方自治法が改正され、自治会等が市長の認可を受けることで法人格を取得することにより、団体名で不動産等の登記ができるようになりました。

ただし、自治会等が法人格を取得しても、従来からの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、清須市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

３．申請できる団体

申請できる団体は以下の（１）、（２）のいずれも満たす団体です。

（１）一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

いわゆる自治会等が対象です。以下のような団体は対象となりませんのでご注意ください。

- ○　特定の目的の活動だけを行う団体（同好会や、スポーツ活動や環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体など）
- ○　構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体（老人会や子ども会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など）
- ○　不動産等の権利を保有する予定のない団体（現金や預金だけを保有する団体、自動車や機械だけを保有する団体など）
- ○　代表者が数人いる団体（数人の役員が各自代表権を有する団体など）
- ○　自治会の連合組織の地縁による団体（連合会、協議会など）

（２）地域的な共同活動のための不動産または不動産に関する権利等を保有、あるいは保有を予定している団体

地域的な共同活動のための不動産とは、集会施設等などが挙げられます。また、不動産に関する権利等とは次のものを言います。

- ○　不動産登記法第３条各号に掲げる土地及び建物に関する権利
- ○　立木二関スル法律第１条第１項に規定する立木の所有権、抵当権
- ○　登録を要する金融資産（国債、地方債など）
- ○　その他地域的な共同活動に資する資産

（例えば、地域社会の維持形成のために当該地域において必要となる除雪車両等）

４．認可の要件

次の４つの要件（地方自治法第２６０条の２第２項）をすべて満たしている自治会等が認可の対象となります。

（1）その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営など、一般的な自治会活動のことです。「現にその活動を行っている」と認めるには、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。

（2）その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番又は住居表示による区域のほか、道路、河川等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。

（3）その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

構成員になることができる資格は、年齢・性別等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人ということになります。また、入会の申し込みがあった場合、正当な理由なくこれを拒むことはできません。また、「相当数の者が現に構成員」とは、一般的にはその区域の住民の過半数を判断基準としています。

（4）規約を定めていること。

規約には、(ア)目的、(イ)名称、(ウ)区域、(エ)主たる事務所の所在地、(オ)構成員の資格に関する事項、(カ)代表者に関する事項、(キ)会議に関する事項、(ク)資産に関する事項が定められていることが必要です。

５．申請から認可までの流れ

自治会等の中で認可申請について話し合い

自治会等の中で、認可申請を行い法人格を取得するかを話し合います。

コミュニティ政策推進課に事前相談、規約案などの作成

書類の作成等を、総務課市民協働係に相談します。

総会の開催

既存の規約がある場合は、それに従い総会を開催し、申請書類を作成。

（協議事項）　　（作成資料）

①規約の承認・・・・・・・・・・・・・・・・規約

②認可申請することの議決・・・・・・・・・総会議事録

③構成員の確定・・・・・・・・・・・・・・構成員名簿

④代表者の選出・・・・・・・・・・・・・・代表者の就任承諾書

⑤区域の確定・・・・・・・・・・・・・・・区域を明示した地図

申請

認可申請書に必要資料を添付し、総務課市民協働係へ提出。

（提出書類 ※詳細は、５・６ページ）

審査

公告に対して異議がなかった場合、登記関係者の承諾があったものとみなし、市は申請者に対し、書面にて公告結果の情報提供を通知します。

認可・告示

（告示事項）

①名称 ② 規約に定める目的 ③区域

④主たる事務所 （代表者の住所である場合は非表示）

⑤代表者の氏名及び住所（非表示）

⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

⑦代理人の有無

⑧規約に解散の事由を定めたときはその事由 ⑨認可年月日

６．認可申請に必要な書類等

認可申請に必要な書類等は以下のとおりです。

また、認可申請を行うことについて、自治会等の中でよく話し合ってください。認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で決議することが必要です。必ず事前に総務課に相談して下さい。

（1）認可申請書（１９ページ 第１号様式）

代表者の押印は、自筆の署名があれば必要ありません。また、申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

（2）規約（４５～５３ページ 規約の参考例）

規約には、(ア)目的、(イ)名称、(ウ)区域、(エ)主たる事務所の所在地、(オ)構成員の資格に関する事項、(カ)代表者に関する事項、(キ)会議に関する事項、(ク)資産に関する事項を定めてください。

※　規約を作成し、総会に諮る前に事前に総務課に相談して下さい。
（地方自治法及び同法施行規則と整合性をとるため）

（3）認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類

（５４ページ 議事録の参考例）

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名があるものでよいとされています。

（4）構成員の名簿（５５ページ 構成員の名簿参考例）

構成員（過半数）の住所・氏名を記載したもので、その自治会等内の住民のうち、過半数の方の名簿が必要です。会員である場合には未成年者の氏名も記入が必要です。

（６）その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

(ア)事業報告書、(イ)決算書、(ウ)予算書、(エ)事業計画書等が必要です。

（７）申請者が代表者であることを証する書類（２１ページ 第２号様式）

(ア)申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名があるものと、(イ)申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書で申請者本人の署名のあるものが必要です。

（８）裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

（２３・２５ページ　第３号様式・第４号様式 ）

民事保全法に基づく、裁判所による代表者の職務執行停止等がある場合、その旨の記載が必要です。また、地方自治法第２６０条の８、第２６０条の１０による代理人がある場合は記載してください。

（９）区域を示した図面

地図等に区域を囲んで表示したものが必要です。

（１０）区域内の人口及び世帯数を記載した書類（５７ページ）

区域内の人口及び世帯数を記載してください。

7．認可について

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可、告示を行います。市長の告示をもって法人登記にかえることとなりますので、法務局への登記は必要ありません。（不動産登記については司法書士、法務局等にお問い合わせください。）

また、告示される内容は以下のとおりです。

（1）名称

（2）規約に定める目的

（3）区域

（4）主たる事務所　※⑸～⑺の住所と同一の場合は、その住所を除く。

（5）代表者の氏名

（6）裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
（職務代行者が選任されている場合は、その氏名）

（7）代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）

（8）規約に解散の事由を定めたときは、その事由

（9）認可年月日

※　告示された内容に変更があった場合は速やかに総務課に届出てください（９ページ参照）。届出がない場合は告示がされず、第三者に対抗することができません。

８．認可告示後の手続き等

（1）認可地縁団体の証明書の請求（受付：総務課市民協働係）

地縁団体の証明書が必要な場合は、告示事項証明書交付請求書（２７ページ 第６号様式）により請求してください。証明書は１通につき２００円です。

※令和８年６月３０日付改正省令により、町字以降の住所は表示されません。

※本人からの請求に限り、本人の住所のみを全て表示した証明書を交付可能。

（2）認可地縁団体としての印鑑登録（受付：総務課市民協働係）

清須市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成１７年清須市条例第１５号）の規定に基づき、不動産登記等に必要な認可地縁団体の代表者の印鑑を登録申請します。

○ 印鑑登録できる人：認可地縁団体の代表者本人

○ 印鑑登録に必要なもの

- 認可地縁団体印鑑登録申請書（３９ページ 第１号様式）
- 代表者の個人の印鑑（印鑑登録されたもの）
- 登録する団体の印鑑
- 本人確認資料 ▶運転免許証、マイナンバーカード等

※　ただし、次に該当する場合は認可地縁団体印鑑の登録はできません。

- ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- 印影の大きさが１辺の長さ８mmの正方形に収まるもの又は１辺の長さが３０mmの正方形に収まらないもの
- 印影を鮮明に表しにくいもの

（3）認可地縁団体印鑑登録証明書の交付（受付：総務課市民協働係）

認可地縁団体の印鑑登録証明書は、登録された認可地縁団体印鑑を押印した申請書（４１ページ 第３号様式）に基づき交付します。証明書は１通につき２００円です。

（4）不動産登記

認可地縁団体の保有資産の登記には、申請書、原因・証拠の書類及び地縁団体の証明書を添付することになります。

不動産登記手続きについては、司法書士、法務局等と協議して下さい。

９．認可地縁団体の義務

（1）**告示事項の変更**（地方自治法第２６０条の２第１１項）

告示された事項に変更があった場合、市長への届出が必要になります。以下の書類を揃えて総務課まで提出してください。

特に以下の内容について変更があった場合は速やかに届出てください。

① 代表者が代わったとき

- 告示事項変更届出書（３１ページ 第９号様式）
- 承諾書（２１ページ 第２号様式）
- 告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会議事録の写しなど）

② 主たる事務所の位置が変わったとき

- 告示事項変更届出書（３１ページ 第９号様式）
- 告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会議事録の写しなど）

※ 告示された事項に変更があった旨を証明する書類として議事録を提出する場合は、議事録署名人の署名が必要かどうか、自治会の規約を確認してください。

（2）**規約の変更**（地方自治法第２６０条の３第２項）

規約を変更する場合には市長の認可が必要ですので、以下の書類を揃えて総務課まで提出してください。なお、規約の変更をする際は事前に必ず総務課に相談してください。

- 規約変更認可申請書（２９ページ 第７号様式）
- 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 規約変更を総会で議決したことを証明する書類（総会議事録の写しなど）

※ 規約の変更内容が、名称・目的・事務所の所在地等告示された事項である場合は、別途、告示事項の変更が必要になります。

（3）**財産目録の作成と備え置き**（地方自治法第２６０条の４第１項）

認可を受けるとき及び毎年１月から３月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。（市への報告、提出は必要ありません。）

（4）構成員名簿の備え置き（地方自治法第２６０条の４第２項）

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。（市への報告、提出は必要ありません。）

（5）代表者について（地方自治法第 260 条の５、第 260 条の６）

認可地縁団体は、一人の代表者を置く必要があります。代表者は団体のすべての事務について代表権を有しますが、規約や総会の決議に従わなければなりません。

（6）総会開催の義務（地方自治法第 260 条の 13、第 260 条の 19 の２）

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年１回、構成員の通常総会を開いてください 。

なお、地方自治法の一部が改正され、令和４年８月 20 日から、認可地縁団体の総会については、書面又は電磁的方法による開催が可能となりました。開催方法は以下のとおりです。（詳しくは、１１ページをご覧ください。）

※　電磁的方法とは、電子メール等による送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報を磁気ディスク等に記録して交付する方法などがあります。

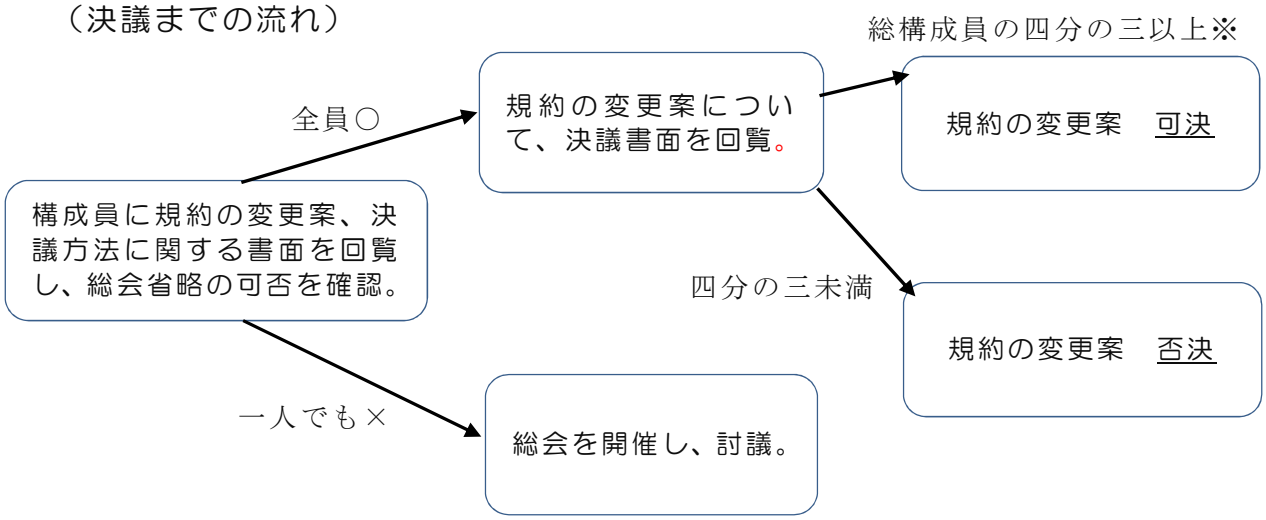
１０．書面又は電磁的方法による総会の開催方法

●　総会の開催省略と議案の議決を別に回覧する場合

（地方自治法第 260 条の 19 の２第１項）

総会の決議事項に関して、総会を開催せず、書面又は電磁的方法による決議を行っても良いか会員に確認します。全員の承諾が得られた場合には、総会を開催せずに、決議事項についての賛否を問い、書面又は電磁的方法により決議を行うこととなります。この場合には、通常どおりの決議要件が適用されます。

（決議までの流れ）

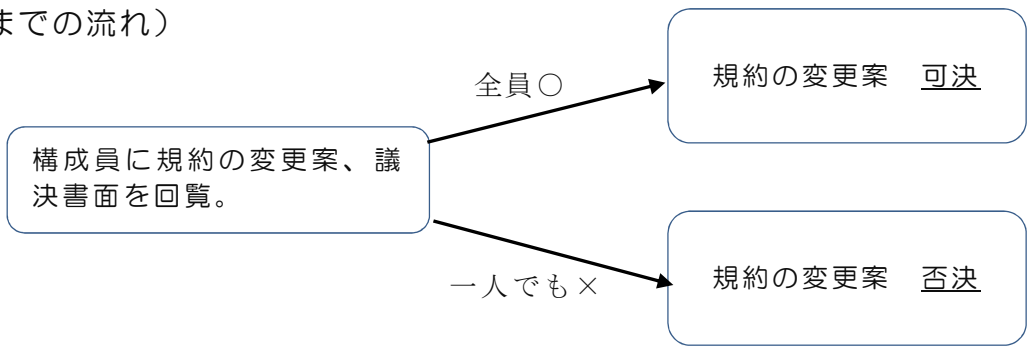


※　総会の議決数は団体の規約に基づいて行ってください。

●　総会の開催省略と議案を一緒に回覧する場合（第 260 条の 19 の２第２項）

総会の決議事項に関して、会員全員の書面又は電磁的方法による同意があり、当該決議事項に、会員全員が賛成の場合には、書面又は電磁的方法による決議があったものとします。

（決議までの流れ）



１１．認可地縁団体に係る税金

認可地縁団体に係る税金については以下のとおりです。詳しくは各お問い合わせ先でご確認ください。

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人		問い合わせ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	均等割…課税 減免措置あり 法人税割…非課税	均等割…課税 法人税割…課税	清須市税務課 400-2946
	固定資産税	固定資産税の評価で課税 減免措置あり	固定資産税の評価で課税	清須市税務課 400-2946
県税	法人県民税	均等割…課税 減免措置あり 法人税割…非課税	均等割…課税 法人税割…課税	名古屋北部県税事務所 531-6304
国税	法人税	非課税	課税	名古屋西税務署 521-8251
	登録免許税 (不動産登記時)	課税	課税	名古屋西税務署 521-8251

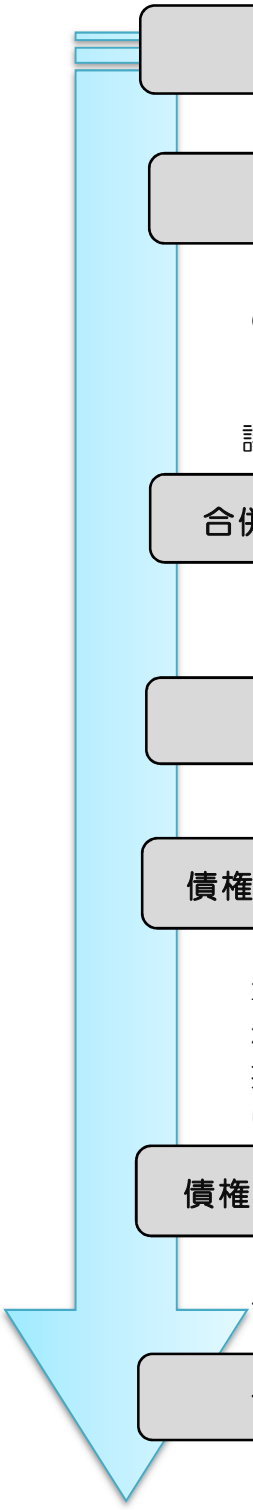
１２．合併手続きの流れ

団体単体での活動が困難となっている場合、将来にわたって活動を継続するために、清須市内の認可地縁団体同士で合併をすることができます。

なお、合併には以下の種類があります。

●吸収合併：合併団体のうち、１団体存続し、その他の団体は吸収され消滅

●新設合併：合併団体のうち、すべての団体が合併消滅し、新たに団体を設立



事前相談

書類の作成や合併の手続き等について、総務課市民協働係へ相談。

総会の開催

各認可地縁団体の総会を開催し、合併の認可を申請することについての議決を行う。総構成員の４分の３以上の賛成による議決が必要です。（規約で別段の定めをしている場合は当該定めによる。）

また、吸収合併の場合は、存続する団体のみ、規約の変更についての議決を行い、一緒に書類を提出してください。

合併の認可申請書の提出

認可（合併）申請書に必要資料を添付し、総務課市民協働係へ提出。
（提出書類は、３７ページ　第１３号様式を参照）

合併の認可

市にて審査し、認可後に決定通知書を送付します。

債権者保護の手続き

認可通知のあった日から２週間以内に、各団体は財産目録を作成し、事務所に備えおいてください。各団体の債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（２月以上）に述べるべきことを公告（団体事務所等での掲示、回覧板等での周知等）したうえで、判明している債権者に対してはこの旨を催告してください。

債権者保護手続終了の届出

各団体における一定期間の公告が終わったのち、総務課市民協働係まで債権者保護手続きが終了した旨の届出書を提出してください。

合併の告示

合併の告示手続き後、告示が完了した旨の通知文を送付します。

１３．認可の取り消しと解散

（1）**取り消し**（地方自治法第２６０条の２第１４項）

認可地縁団体が次に掲げる事由になったとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- 認可要件（３ページ参照）のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- 不正な手段により認可をうけたとき

（2）**解散**（地方自治法第２６０条の２０）

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。市長に対して解散届出（市長による解散告示）及び清算に伴う清算結了届出（市長による清算告示）が必要です。

- 規約に定めた解散事由の発生
- 破産手続き開始の決定
- 認可の取り消し
- 総会の決議
- 構成員が欠けたこと
- 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

１４．不動産登記の特例

地方自治法が一部改正され、平成２７年４月１日より、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度が創設されました。登記簿の登記名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合があり、所有権の移転登記などについて不動産登記法に則した手続きをとることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転の登記が困難なことがあります。このような場合に、次の４つの要件を全て満たす認可地縁団体が所有する不動産については、市長が一定の手続きを経て証明書を発行することで、認可地縁団体が登記の申請をすることができます。

① 不動産を所有していること。

② 不動産を１０年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。

（疎明するための資料）

- 疎明する資料は、現在と１０年以上前のもの
- 認可地縁団体が不動産の所有又は占有している事実が記載された事業報告書等
- 公共料金の支払領収書
- 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- 旧土地台帳の写し
- 固定資産税の納税証明書
- 固定資産課税台帳の記載事項証明書等

これらの資料の入手が困難な場合は、資料の入手が困難であった理由書及び不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者（以下「精通者等」という。）の証言を記した書面や、不動産の占有を証する写真等

③ 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員（認可を受ける前の地縁による団体の構成員も含まれる。）であった者であること。

（疎明するための資料）

- 認可地縁団体の構成員名簿

 認可地縁団体設立時に死亡等により名簿にない場合、過去の町内会名簿等同等のもの。
- 認可地縁団体台帳
- 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合）

これらの資料の入手が困難な場合は、資料の入手が困難であった理由書及び精通者等の証言を記した書面

④ 不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。

（疎明するための資料）

- 登記記録上の住所の属する市町村長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛ての配達証明付郵便が不到達であった旨を証明する書面
- 精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記した書面

登記関係者のうち少なくとも１人についてこれらの資料等を添付していただければよいです。

１５．不動産登記の特例による登記の流れ

申請事前準備

- 総務課へ相談
- 申請予定不動産の所有者の把握
- 所在が判明している登記関係者から特例適用を申請することについて同意取得

総会の開催

- 特例適用を申請する決議
- 保有資産目録に当該不動産の記載がない場合は、その不動産を取得するに至った経緯について決議

市への申請

提出書類

- 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（４３ページ）
- 申請不動産の登記事項証明書（全部事項証明書）
- 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 申請者が代表者であることを証する書類
- 地方自治法第２６０条の４６第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

審　査

申請要件を満たしているかを市で審査します。

公　告

申請要件を満たしている場合は、市長による公告を行います。
（公告期間３箇月以上）

公告結果の通知

公告に対して異議がなかった場合、登記関係者の承諾があったものとみなし、市は申請者に対し、書面にて公告結果の情報提供を通知します。

登記手続き

申請者は、市からの通知、その他登記に必要な書類を揃えて、法務局で登記手続きが可能になります。

様式及び参考例集

様式及び参考例

【様式】

認可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
認可申請書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
承諾書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
承諾書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無・・・・２３
裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無（記入例）２４
代理人の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
代理人の有無（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
告示事項証明書交付請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
告示事項証明書交付請求書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
規約変更認可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
規約変更認可申請書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
告示事項変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
告示事項変更届出書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
認可地縁団体解散届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
認可地縁団体解散届出書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
認可地縁団体清算結了届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
認可地縁団体清算結了届出書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
認可（合併）申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
認可（合併）申請書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
認可地縁団体印鑑登録申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
認可地縁団体印鑑登録申請書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（記入例）・・・・・・・・・・・・・・４２
所有不動産の登記移転等に係る公告申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（記入例）・・・・・・・・・・・・・４４

【参考例】

規約の参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
議事録の参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
構成員名簿の参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
財産目録の参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
区域内の人口及び世帯数の参考例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７

第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

清須市長　　様

認可を受けようとする地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

住　所

氏　名

認可申請書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約
２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
３　構成員名簿
４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
５　申請者が代表者であることを証する書類

記入例

第１号様式（第２条関係）

認可申請書を提出する年月日を記入してください。 → **〇〇年□□月△△日**

清須市長　　様

認可を受けようとする地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

規約で定めた自治会等の名称及び主たる事務所の所在地を記入してください。

名　称　**〇〇自治会**

所在地　**清須市□□町△△番地**

代表者の氏名及び住所

代表者の住所と氏名をご記入ください。

住　所　**清須市□□町××番地**

氏　名　**清須　太郎**

認可申請書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約
２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
３　構成員名簿
４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
５　申請者が代表者であることを証する書類

第２号様式（第２条関係）

承諾書

私は、地方自治法第２６０条の２第２項に規定する、地縁による団体の認可申請にあたり、　　年　　月　　日開催の総会の議決に従い、本件申請に関する　　の代表者となることを承諾いたします。

年　　月　　日

住　所

氏　名

記入例

第２号様式（第２条関係）

総会の開催日を記入してください。

承諾書

私は、地方自治法第２６０条の２第２項に規定する、地縁による団体の認可申請にあたり、 **〇〇**年**□□**月**△△**日開催の総会の議決に従い、本件申請に関する **〇〇自治会** の代表者となることを承諾いたします。

規約で定めた自治会等の名称を記入してください。

〇〇年**□□**月**△△**日

認可申請書を提出する年月日（総会日以降の日付）を記入してください。

住　所　**清須市□□町××番地**

氏　名　**清須　太郎**　**（自署）**

代表者の住所と氏名（自署してください）をご記入ください。

第３号様式（第２条関係）

裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

代表者名

１　裁判所による代表者の職務執行停止の有無

⑴　有

⑵　無

２　裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

⑴　有　――――　職務代行選任者有りの場合

職務代行者　　住　所

氏　名

⑵　無

※　裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第２４条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

記入例

第３号様式（第２条関係）

裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称
〇〇自治会

代表者名
清須　太郎

１　裁判所による代表者の職務執行停止の有無

⑴　有　←**民事保全法に基づく、裁判所による処分があれば、ご記入ください。**

⑵　(無)

２　裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

⑴　有 ――― 職務代行選任者有りの場合

職務代行者　　住　所

氏　名

⑵　(無)

※　裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第２４条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」の番号に〇印をしてください。

第４号様式（第２条関係）

代理人の有無

地縁による団体の名称

代表者名

代理人の有無

⑴　有　――――　代理人有りの場合

代理人　住　所

氏　名

⑵　無

記入例

第４号様式（第２条関係）

代理人の有無

地縁による団体の名称
〇〇自治会
代表者名
清須　太郎

代理人等がいる場合はご記入ください。

代理人の有無

⑴　有 ――― 代理人有りの場合

代理人　住　所

氏　名

⑵ 無

第６号様式（第５条関係）

告示事項証明書交付請求書

年　　月　　日

清須市長　　様

請求者　住　　所

氏　　名

地方自治法第２６０条の２第１２項の規定により、下記の団体に関する告示された事項の証明書の交付を請求いたします。

記

１　請求に係わる地縁による団体の名称と主たる事務所の所在地

団体の名称

主たる事務所の所在地

２　証明書部数　　部

記入例

第６号様式（第５条関係）

告示事項証明書交付請求書

〇〇年**□□**月**△△**日

清須市長　　様

請求者　住　　所　**清須市□□町××番地**

氏　　名　**清須　太郎**

地方自治法第２６０条の２第１２項の規定により、下記の団体に関する告示された事項の証明書の交付を請求いたします。

記

１　請求に係わる地縁による団体の名称と主たる事務所の所在地

団体の名称　　**〇〇自治会**

主たる事務所の所在地　**清須市□□町△△番地**

２　証明書部数　　**１**　部

第７号様式（第７条関係）

年　　月　　日

清須市長　　様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

住　所

氏　名

規約変更認可申請書

地方自治法第２６０条の３の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）
１　規約変更の内容及び理由を記載した書類
２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

記入例

第７号様式（第７条関係）

〇〇年**□□**月**△△**日

清須市長　　様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名　称　**〇〇自治会**

所在地　**清須市□□町△△番地**

代表者の氏名及び住所

住　所　**清須市□□町××番地**

氏　名　**清須　太郎**

規約変更認可申請書

地方自治法第２６０条の３の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）
１　規約変更の内容及び理由を記載した書類
２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

第９号様式（第８条関係）

年　　月　　日

清須市長　　様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

住　所

氏　名

告示事項変更届出書

下記の事項について変更があったので、地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容

２　変更の年月日

年　　月　　日

３　変更の理由

記入例

第９号様式（第８条関係）

〇〇年**□□**月**△△**日

清須市長　　様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名　称　**〇〇自治会**

所在地　**清須市□□町△△番地**

代表者の氏名及び住所

住　所　**清須市□□町××番地**

氏　名　**清須　太郎**

告示事項変更届出書

下記の事項について変更があったので、地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所変更

（変更前）愛知　花子　清須市△△町▽▽番地

（変更後）清須　太郎　清須市□□町××番地

代表者変更の場合

２　変更の年月日

〇〇年**□□**月**△**日

おおむね総会の日
（規約に別の定めがある場合はその日付）

３　変更の理由

任期満了に伴う役員改選

任期満了の場合

第１１号様式（第１０条関係）

年　　月　　日

清須市長　　様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の住所及び氏名

住　所

氏　名

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第２６０条の２０の規定により、　　年　　月　　日貴職から認可を受けた本地縁による団体は、下記のとおり解散したので、解散したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

１　名称

２　区域

３　主たる事務所

４　清算人の氏名及び住所

⑴　氏名

⑵　住所

５　解散事由

記入例

第１１号様式（第１０条関係）

〇〇年**□□**月**△△**日

清須市長　　様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称　**〇〇自治会**

所在地　**清須市□□町△△番地**

代表者の住所及び氏名

住　所　**清須市□□町××番地**

氏　名　**清須　太郎**

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第２６０条の２０の規定により、**〇**年**□**月**△**日貴職から認可を受けた本地縁による団体は、下記のとおり解散したので、解散したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

１　名称

２　区域

３　主たる事務所

４　清算人の氏名及び住所

⑴　氏名

⑵　住所

５　解散事由

第１２号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

清須市長　　様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

住　所

氏　名

地縁団体清算結了届出書

地方自治法第２６０条の３３の規定に基づき、清算が結了したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

１　清算の理由

２　清算結了年月日

記入例

第１２号様式（第１１条関係）

〇〇年**□□**月**△△**日

清須市長　　様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名　称　**〇〇自治会**

所在地　**清須市□□町△△番地**

代表者の氏名及び住所

住　所　**清須市□□町××番地**

氏　名　**清須　太郎**

地縁団体清算結了届出書

地方自治法第２６０条の３３の規定に基づき、清算が結了したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

１　清算の理由

２　清算結了年月日

第１３号様式（第１２条関係）

年　　月　　日

清須市長　　様

認可地縁団体甲
　合併しようとする認可地縁団体の
　名称及び主たる事務所の所在地
　　名　称
　　所在地
　代表者の氏名及び住所
　　住　所
　　氏　名
認可地縁団体乙
　合併しようとする認可地縁団体の
　名称及び主たる事務所の所在地
　　名　称
　　所在地
　代表者の氏名及び住所
　　住　所
　　氏　名

認可（合併）申請書

地方自治法第２６０条の３９第３項の規定により、合併の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

○　合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項
・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
　名　称
　所在地
・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
　氏　名
　住　所
・合併により消滅する認可地縁団体の名称
　名　称

（別添書類）
１　合併後の認可地縁団体の規約
２　地方自治法第２６０条の３９第３項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
３　合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
５　合併しようとする各認可地縁団体の規約
６　申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

記入例

第１３号様式（第１２条関係）

〇〇年**□□**月**△△**日

清須市長　　様

認可地縁団体甲
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名　称　**〇〇自治会**
所在地　**清須市□□町△△番地**
代表者の氏名及び住所
住　所　**清須市□□町××番地**
氏　名　**清須　太郎**

認可地縁団体乙
合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地
名　称　**●●自治会**
所在地　**清須市◎◎町△△番地**
代表者の氏名及び住所
住　所　**清須市◎◎町××番地**
氏　名　**五条　三郎**

認可（合併）申請書

地方自治法第２６０条の３９第３項の規定により、合併の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

○　合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項
・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所
・合併により消滅する認可地縁団体の名称
名　称

（別添書類）
１　合併後の認可地縁団体の規約
２　地方自治法第２６０条の３９第３項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
３　合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
５　合併しようとする各認可地縁団体の規約
６　申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

第１号様式（第４条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

年　　月　　日

清須市長　様

登録しようとする認可地縁団体印鑑		
	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	
	（資　　格） 氏　　名	（　　） ㊞
	生　年　月　日	年　月　日
	住　　所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者　□本　人　　住　　所

□代理人　　氏　　名

（注意事項）

１　この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　登録しようとする認可地縁団体印鑑をあわせて提出してください。

３　登録者欄の氏名の次には、清須市において登録されている個人の印鑑を押印してください。

４　資格の（　）欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

記入例

第１号様式（第４条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

登録しようとする認可地縁団体の印鑑を持参してください。

〇〇年□□月△△日

清須市長　様

登録しようとする認可地縁団体印鑑 印	認可地縁団体の名称	**〇〇自治会**
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	**清須市□□町△△番地**
	（資　　格） 氏　　名	（　**代　表　者**　） **清　須　太　郎**　実印
	生　年　月　日	**〇〇年□□月△△日**
	所	**清須市□□町××番地**

清須市において登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください。

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者　☑本　人　　住　　所　**清須市□□町××番地**

□代理人　　氏　　名　**清　須　太　郎**

代表者の住所・氏名を記入してください。
代理人が申請する場合は、代理人の住所・氏名を記入してください。（委任状が必要）

１　この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　登録しようとする認可地縁団体印鑑をあわせて提出してください。

３　登録者欄の氏名の次には、清須市において登録されている個人の印鑑を押印してください。

４　資格の（　）欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

第３号様式（第４条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年　　月　　日

清須市長　様

登録されている認可地縁団体印鑑		
	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	
	（資　　格） 氏　　名	（　　）
	生　年　月　日	年　月　日
	住　　所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書＿＿枚の交付を申請します。

申請者　□本　人　　住　　所

□代理人　　氏　　名

（注意事項）

１　この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　資格の（　）欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

記入例

第３号様式（第４条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

〇〇年**□□**月**△△**日

清須市長　様

登録されている認可地縁団体印鑑		
印	認可地縁団体の名称	**〇〇自治会**
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	**清須市□□町△△番地**
	（資　　格） 氏　　名	（　**代　表　者**　） **清　須　太　郎**
	生　年　月　日	**〇〇**年**□□**月**△△**日
	住　　所	**清須市□□町××番地**

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 **1** 枚の交付を申請します。

申請者　☑本　人　　住　　所　**清須市□□町××番地**

□代理人　　氏　　名　**清　須　太　郎**

（注意事項）

１　この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　資格の（　）欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

年　　月　　日

清須市長　様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第２６０条の４６第１項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○　申請不動産に関する事項

・建物

名　　称	延床面積	所　在　地

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住　　所

（別添書類）

１　所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
２　保有資産目録又は保有予定資産目録等
３　申請者が代表者であることを証する書類
４　地方自治法第２６０条の４６第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

記入例

〇〇年**□□**月**△△**日

清須市長　様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称　**〇〇自治会**
所在地　**清須市□□町△△番地**
代表者の氏名及び住所
氏　名　**清須　太郎**
住　所　**清須市□□町××番地**

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第２６０条の４６第１項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○　申請不動産に関する事項

・建物

名　　称	延床面積	所　在　地
〇〇自治会集会所	**〇〇㎡**	**清須市□□町△△番地**

・土地

地　　目	面　　積	所　在　地
宅地	**〇〇〇㎡**	**清須市□□町△△番地**

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称　**〇〇〇〇**
住　　所　**清須市〇〇町△△番地**

建物・土地それぞれの所有者の氏名、住所を記入してください。

（別添書類）

１　所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
２　保有資産目録又は保有予定資産目録等
３　申請者が代表者であることを証する書類
４　地方自治法第２６０条の４６第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

規 約 の 参 考 例

規　約　例	留　意　事　項
○○自治会規約 第１章　総則 （目的） 第１条　本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 ⑴　回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関すること。 ⑵　美化・清掃等区域内の環境の整備に関すること。 ⑶　集会施設の維持管理に関すること。 ⑷　○○○○○○○○○○○○○。 ⑸　△△△△△△△△△△△。 ⑹　その他、目的達成のために必要なこと。 （名称） 第２条　本会は、○○自治会と称する。 （区域） 第３条　本会の区域は、愛知県清須市△△△○番地から××番地□、△△番地から□□番地及び○○○××番地から△△番地までの区域とする。 （事務所） 第４条　本会の事務所は、愛知県清須市△△△○○番地に置く。 第２章　会員 （会員） 第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。 （会費） 第６条　会員は、総会において○○に定め	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが目的である必要があるため、特定活動のみを目的とすることはできません。権利能力をできるだけ明確にして、具体的に定めてください。 区域は、客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町・字・地番・住居表示によって表示すること。ただし、河川や道路等による区域の表示（例：清須市○○町のうち△△川の北の区域）も認められます。 この事務所とは、地縁団体についてーを限り設けられた主たる事務所で、この所在地が団体の住所となります。地方自治法上特に規制はなく、代表者の住所でも、集会施設の住所でも可能です。 区域に住所を有する個人が、すべて構成員となることができるようにしなければなりません。区域に住所を有することのほか、年齢、性別等の条件を定めることは認められません。 会費は、会員及び団体の重要事項のため、規約で定

る会費を納入しなければならない。 （入会） 第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。 ２　本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。 （退会等） 第８条　会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。 ⑴　第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合 ⑵　本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合 ２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。 第３章　役員 （役員の種別） 第９条　本会に次の役員を置く。 ⑴　会長　１名 ⑵　副会長　〇名 ⑶　会計　１名 ⑷　△△△　〇名 ⑸　監事　〇名 （役員の選任） 第１０条　役員は、総会において、会員の中から選任する。 ２　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。 （役員の職務） 第１１条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。 ２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故	める必要があるが、規約改正は第 36 条に定める特別議決事項となるため、通常総会で定めることが適当です。 入会手続きは、入会希望者の入会の意志が確認できるものとすべきですが、入会に際し、いかなる意味においても制約を課すことはできません。そのため、正当な理由なく拒むことができない旨を記載してください。（退会についても同じ） 地方自治法第 260 条の５で「認可地縁団体には１人の代表者を置かなければならない」とされており、同法第 260 条の 11 で監事も規定されています。そのため、代表者（会長）1 人を必ず選出し、また、1 人又は複数の監事を置く必要があります。 役員の選任は、総会において行うことが適当です。 監事は、会長や副会長、その他役員と兼職することは、会務執行を監査する役職上避ける必要があります。 会長が不慮の事故等により職務を行えなくなった場

があるとき又は総代が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 ３　会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。 ４　△△△は、〇〇〇〇〇〇〇を行う。 ５　監事は、次に掲げる業務を行なう。 ⑴　本会の会計及び資産の状況を監査すること。 ⑵　会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。 ⑶　会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。 ⑷　前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。 （役員の任期） 第１２条　役員の任期は〇年とする。ただし、再任は妨げない。 ２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 第４章　総会 （総会の種別） 第１３条　本会の総会は、通常総会、臨時総会の２種とする。 （総会の構成） 第１４条　総会は、会員をもって構成する。 （総会の権能） 第１５条　総会は、この規約に定めるもの	合に備えて副会長を置くことが望ましいです。 監事の職務は、地方自治法第 260 条の 12 に規定されています。 総会は、団体運営のうち規約において役員会に委任したもの以外はすべての事項について議決できます。

のほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。 （総会の開催） 第１６条　通常総会は、毎年度決算終了後１箇月以内に開催する。 ２　臨時総会は次の各号のーに該当する場合に開催する。 ⑴　会長が必要と認めたとき。 ⑵　総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。 ⑶　第１１条第５項第４号の規定により監事から請求があったとき。 （総会の招集） 第１７条　総会は、会長が招集する。 ２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定により請求があったときは、その請求があった日から〇日（例：３０日）以内に臨時総会を招集しなければならない。 ３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日（例：５日）前までに文書をもって通知しなければならない。 （総会の議長） 第１８条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。 （注：「会長がこれにあたる」としてもよい。） （総会の定足数） 第１９条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。 （総会の議決）	なお、総会で議決すべき重要事項に、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認等が含まれます。 総会は少なくとも年１回以上は開催する必要があります。また、年度終了後３カ月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために通常総会を年度終了後３カ月以内に開催する必要があります。 総会は、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要があります。また、少なくとも５日前までに通知を行う必要があります。 議長は、表決権を行使することとなるため、出席した会員から選出する必要がありますが、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」とすることも可能です。

第２０条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 （会員の表決権） 第２１条　会員は総会において、各々１個の表決権を有する。 ２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の１とする。（注：「会員の所属する世帯を単位として各々１個の表決権を有する」としてもよい。） ⑴　○○○○○○○ ⑵　△△△△△△△ （総会の書面表決等） 第２２条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもつて表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することできる。 ２　前項の場合における第１９条及び第２０条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。 （総会の議事録） 第２３条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 ⑴　日時及び場所 ⑵　会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む） ⑶　開催目的、審議事項及び議決事項 ⑷　議事の経過の概要及びその結果 ⑸　議事録署名人の選任に関する事項 ２　議事録には、議長及びその会議におい	表決権は、会員は１個の表決権（１人１票）を有することが必要です。しかし、従来の自治会活動は、世帯単位で表決権を有する運営が行われています。そうしたことを勘案して、第 21 条の２の規定（特定事項について世帯の表決権を１票とすること）を設けることは可能ですが、世帯単位で活動して意思決定を行っていることが地域社会において是認され、そのことが合理的である場合に限ります。したがって、規約の変更、財産処分及び解散、代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等、代表者や監事の選任は同項の規定は適用されません。なお、同項を適用する場合も、世帯内の会員の表決権を剥奪することはできません。したがって、世帯で表決権を取りまとめるには、誰か一人に表決権を委任することとなります。なお、総会の定足数や議決に要する会員数については、第 22 条第２項により、書面表決及び委任により代理表決を行った会員を含めることに留意が必要です。これにより、会員数が極めて多い場合にも総会を開催し議決を行うことが可能となるものです。 会議が有効に成立し、かつ、有効に議決されたことを証明することが、各種申請する場合などに求められることから議事録作成を規約に定めておく必要があります。

て選任された議事録署名人２名以上が署名押印しなければならない。 第５章　役員会 （役員会の構成） 第２４条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 （役員会の権能） 第２５条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 ⑴　総会に付議すべき事項 ⑵　総会の議決した事項の執行に関する事項 ⑶　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項 （役員会の招集） 第２６条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。 ２　会長は、役員の〇分の１（例：２分の１）以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日（例：１０日）以内に役員会を招集しなければならない。 ３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示して、少なくとも〇日（例：５日）前までに文書をもつて通知しなければならない。 （役員会の議長） 第２７条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。 （役員会の定足数等） 第２８条　役員会には、第１９条、第２０条、第２２条及び第２３条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会	最高意思決定機関は総会ですが、たびたび招集することは困難であるため、役員会で実務上執行に関する事項等を決定することがよいです。なお、役員会のメンバーは、監事を除く役員とし、監事は、会務の執行を監査する職務上、役員会には参画しないようにする必要があります。

員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。 第６章　資産及び会計 （資産の構成） 第２９条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 ⑴　別に定める財産目録記載の資産 ⑵　会費 ⑶　活動に伴う収入 ⑷　資産から生ずる果実 ⑸　その他の収入 （資産の管理） 第３０条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。 （資産の処分） 第３１条　本会の資産で第２９条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。 （経費の支弁） 第３２条　本会の経費は、資産をもって支弁する。 （事業計画及び予算） 第３３条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 ２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。	法人格を取得する目的が不動産等の資産を保有することであるため、規約に全ての資産を定める必要があります。保有する具体的な資産をすべて掲げることも可能ですが、第 29 条第１号のように「別に定める財産目録記載の資産」とすることも可能です。財産目録は、地方自治法第 260 条の４で設立時及び毎年（年度）初３カ月以内に作成する必要があります。なお、不動産等の重要な固定資産は、第 31 条のように定め、総会において３分の２以上の議決を要することが望ましいです。 事業計画・事業報告及び予算・決算は重要事項であるため、総会の議決又は承認が必要です。事業報告や決算も財産目録を年度終了後３カ月以内に作成しなければならないため、３カ月以内に総会での承認を得る必要があります。ただし、年度開始前に総会で事業計画・予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会開催までの間は予算がないことになるので、第 33 条第２項のように定めておくことが必要です。

（事業報告及び決算） 第３４条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３月以内に総会の承認を受けなければならない。 （会計年度） 第３５条　本会の会計年度は毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。 第７章　規約の変更及び解散 （規約の変更） 第３６条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ、清須市長の認可を受けなければ変更することができない。 （解散） 第３７条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。 ２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。 （残余財産の処分） 第３８条　本会の解散のとき有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。 第８章　雑則 （備付け帳簿及び書類） 第３９条　本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。 （委任）	規約の変更は、総会の専権事項です。「規約変更認可申請書」により、市長の認可が必要です。議決数の「４分の３」の定数は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意志により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。 ①破産、②認可の取り消し、③総会員の４分の３以上の同意による総会の決議、④構成員の欠乏の場合に、解散することになります。解散決議は、重要な決定であることから、４分の３以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。 営利法人等を残余財産の帰属権利者として指定することは、地縁による団体の目的に鑑み適当ではありません。したがって、「本会と類似する目的を有する団体」と限定することが必要です。残余財産の帰属権利者の議決は、重要な決定であることから、解散決議と同様に４分の３以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。

第４０条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。 附　則 １　この規約は△年△月△日から施行する。 ２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 ３　本会の設立初年度の会計年度は、第３５条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から□年□月□日までとする。	第 40 条は、規約施行上の細則を定めるものは、会長でも役員会等でもよいが、必ず委任することを総会で議決してください。 附則第 1 項は、認可年月日から施行することが多いです。したがって、設立初年度は、事業年度及び会計年度が変則となるため、附則第 2 項、第 3 項を定めます。

参考例

○○自治会総会議事録

１　開 催 日 時　　○○年○○月○○日　　○○時から○○時まで

２　開 催 場 所　　○○○○

３　出席会員数　　総会員○○名中○○名出席（うち委任状による出席者○○名）

４　議　　題　　第１号議案　　地方自治法第２６０条の２第２項に規定する地縁による団体の認可申請について
第２号議案　　○○自治会規約の制定について
第３号議案　　役員の選出について
第４号議案　　認可地縁団体の申請に係る代表者の選任について
第５号議案　　○○○について

定刻に至り、会長が議長となり開会を宣言した。議長が、議事録署名人として○○○○氏及び○○○○氏を指名して議事に入った。

５　議事の審議

第１号議案　　地方自治法第２６０条の２第２項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者の全員（過半数）をもって可決した。
第２号議案　　○○自治会規約の制定については、出席者の全員（過半数）をもって可決した。
第３号議案　　役員の選出については、出席者の全員（過半数）をもって、役員名簿のとおり承認された。
第４号議案　　認可地縁団体の申請に係る代表者の選任については、出席者の全員（過半数）をもって承認された。
第５号議案　　○○○については、出席者の全員（過半数）をもって可決した。

以上で、全ての議事を終了したので、議長は○○時○○分閉会を宣言し、解散した。

本総会の議事の経過概要及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、議長並びに議事録署名人は次のとおり署名する。

○○年○○月○○日

議　　長　　○○　○○
議事録署名人　　○○　○○
議事録署名人　　○○　○○

参考例

○○自治会構成員名簿

番号	氏　名	住　所

参考例

保　有　資　産　目　録

団体の名称〔　　〕

年　　月　　日　現在

1　不動産

(1)　所有権を有する不動産

ア　建物

名　　称	延 床 面 積	所　　在　　地
◎◎公民館	**150.12㎡**	**清須市○○○○○○番地**

イ　土地

地　　目	面　　積	所　　在　　地
宅地	**123.45㎡**	**清須市○○○○○○番地**
山林	**560.50㎡**	**清須市○○○○○○番地**

2　不動産に関する権利等

(1)　所有権以外の権限により保有している不動産

権　　限	不動産の種類	所　　在　　地

土地、建物及び立木の区分による

不動産登記法第３条各号に掲げる権限のうち「所有権」を除くもの

(2)　地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資　産　の　種　類　及　び　数　量

国債・地方債・社債については、銘柄・券面金額及び取得金額を記入する。その他の資産については、当該資産の種類・取得金額及び取得数量を記入する。

参考例

代表者　〇〇〇〇

〇〇自治会の区域内の人口及び世帯数は、次のとおりです。

〇〇年〇〇月〇〇日現在

人　口　　〇〇〇　　人

世帯数　　△△△　　世帯